

(様式4)〔指定管理者用〕

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市立千里山竹園児童センターの使用許可の取消し等
根拠条例等の 名称・根拠条項	吹田市立児童会館条例第7条
指定管理者名	アクティオ株式会社
吹田市における 所管部室課名	児童部子育て政策室
処分基準	(許可の取消し等) 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反したとき。 〔例〕違反していることが判明したとき、又は相当の確かさをもって違反することが明らかな場合に、違反の状況の是正を求め、応じないとき (2) 「吹田市立千里山竹園児童センターの使用許可」の審査基準のいずれかに該当したとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 〔例〕 ア 天変地異により施設を地域住民の避難所、救護場所として使用する必要が生じた場合 イ 主催者あるいは来館者に危険が及ぶ可能性があり、施設の使用に困難が生じる場合
最近改正年月日	令和7年4月1日